明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　次に掲げる業務

イ　（略）

ロ　法第十一条第二項第五号及び第六号の業務

三　（略）

（財務諸表）

**第十二条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

**第十三条の二**　機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の第十二条及び第十三条の二の規定の令和二年四月一日前に開始する事業年度における適用については、なお従前の例による。

---

二　次に掲げる業務

イ　（略）

ロ　法第十一条第二項第四号及び第五号の業務

三　（略）

（財務諸表）

**第十二条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

**第十三条の二**　機構に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　八五八円（本体七八〇円）　（配送料別）